

第二回賛助会員宗教法制研究会・報告

## 真宗大谷派宗憲改正の 基本的理念について

不 破 仁

(真宗大谷派)

ご紹介いただきました真宗大谷派の不破でございます。本日の発表に際し、あらかじめ「真宗大谷派宗憲改正の基本的理念」というテーマをいただきましたが、もとより私の能力を過ぎた課題でありますし、また発表時間にも制限がございますので、内容をつくした発表はできないかと思えます。ご諒解をいただきたいのであります。

### 一 「新」宗憲成立の手続

#### 1. 管長代務者の設置と議会の招集

五辻内局は、昭和五十五年十一月十二日のいわゆる「即決和解」(京都簡裁)に基づき、和解条項を履行することによって、開申事件(昭和四十四年)以来の宗門の異常事態を收拾し、宗政の正常化をはかり、真宗大谷派宗憲(昭21・9・24公布)の全部を改める改正案を提案するため、宗議会の開催を要求してきました。

これには和解の仲介をされた内藤頼博弁護士(元名古屋高裁長官)を通じて、議会の招集について大谷光暢管長と、

折衝してきました。しかし昭和五十六年四月下旬に入っても開催の允裁が下りず、同二十五日には、遂に内局発信の管長宛開催上申書そのものが大谷管長から却下されてきました。

これによって内局は、宗務の運営上やむをえず、管長代務者を置く方針を決定しました。すなわち同二十七日、参与会（宗議会の代行的機関）と常務員会（門徒評議員会の代行的機関）を開きまして、旧宗憲（第17条、第17条の2）及び旧管長推戴条例（第8条、第9条）に定める手続をふみ、参与会では絶対多数で、常務員会では全会一致をもって、竹内良恵師（高田教区信光寺住職）を管長代務者に選定しました。（宗政の混迷事態の中で、宗政の運営をはかるため、昭和51年4月、時の領藤総長を管長代務者に、昭和53年3月に竹内良恵師を管長に推戴した事例が過去にあった。）そして竹内管長代務者によって門徒評議員会は同年五月二十三日から会期3日間、また定期宗議会は同二十七日から会期20日間、それぞれ招集の宗達が発令されたのであります。

## 2. 門徒評議員会（以下「門評」という。）における議決

門評は、全国の門徒代表百九十六人で構成されている議決機関ですが、その議決権限は宗議会とことなり、門徒に関する条例及び財務に関する事項に限定した議決機関であります。

これに対し、新宗憲案は、積年にわたる宗門混乱の解決への道を開くものであり、かつ宗門の将来を決する最重要案件でありますから、まず門評に上程されました。

五月二十四日、審議・討論のあと採決に入りましたが、各人が門徒の代表者であるという自覚と責任において、自らの意志を表明する立場から、従前の慣例にない記名投票で行なわれました。

しかも、門評においては、議案成立の条件は、門評の性格上、定数の五分の一の議決があれば足りる定めになって

ておるのですが、今回の門評においては、百九十六人の構成中、実に百九十四人（内、委任状三十八人）という出席数は、宗門の当時のおかれている状況を如実に示すものであるかと思えます。門評の過去にかつてない多数の出席者のもとで採決が行なわれました。その結果、当局原案どおり新宗憲案は全会一致で可決されたのであります。全会一致ということもまた異例のことでありました。

### 3. 宗議会における議決

門評において可決された新宗憲案は、つづいて五月二十七日から開催された第一百十二回宗議会に送付され、本会議に上程されました。宗議会は僧侶による議会で定数は六十五人であり、全国を三十の教区に区画いたし、教区を組織する寺院数を基礎として、教区ごとの代表者の定数を決めております。全体で六十五人の宗議会議員によって構成しているのが宗議会であります。内局はこの宗議会を基盤にして成立しております。

これより先、竹内管長代務者の選定は、宗憲並びに条例に定める正当な手続をへて行なわれたものでありますが、これを不服とする大谷光暢管長はじめ中山理々宗議会議員らによって、「竹内管長代務者の職務執行停止」及び「宗議会開催禁止」の仮処分申請（昭56・5・13）が京都地裁に出されていりましたが、それに対し、門評閉会の翌日にあたる五月二十六日に、裁判所より当該申請の却下の決定がおりております。

したがって当初、大谷管長の意向に同調する野党系宗議会議員らは、すべて本議会をボイコットする欠席戦術の態度であったが、この「却下の決定」により足並みが乱れ、野党系議員の中八名が態度を変更して、議事に参加し、新宗憲案の審議・採決にも加わってきたのであります。

こうした経過はございましたが、宗議会は慎重審議のあと、議案を附託した委員会からの報告をうけまして、六月

五日、新宗憲案の採決に入りました。定数六十五人中、五十八人の出席でもって記名投票が行なわれました。その結果は当局提案の原案を可とするもの五十票、否とするもの八票、五十票対八票でありまして、宗憲改正に必要な三分の二以上の賛成多数で、ここに「新」宗憲が可決成立いたしました。

#### 4. 公布・施行並びに規則の認証

真宗大谷派は、宗政の正常化をはかり、将来にかけて宗門の本来性を回復することが、積年の懸案でありました。宗門内外の幅広い、また強力な世論に支えられ、そしてその願いに応えるかたちで、今ここに「新」宗憲の成立をみることでできました。誠に困難で、長い道程でありました。

成立したこの宗憲を宗内に達示し、発効せしめるために、旧宗憲の規定（第19条、第32条、第110条）に則り、昭和五十六年六月十一日、竹内管長代務者は、宗達第3号をもって「新」宗憲を公布・施行しました。ここに宗門の新しい秩序が形成され、この秩序のもと宗門は大きく前進するべく第一歩を印したのであります。

この宗憲に基づき、宗教法人「真宗大谷派」規則の一部変更認証申請を文部省に提出していましたが、文部大臣は、同年八月十八日付をもってこれを認証しましたので、これを受けて同十九日、規則の一部変更を公示したことであります。変更内容の主なるものは、宗派の代表役員が管長から宗務総長に移行したこと、「管長」の規定が無くなったこと、そのほか宗議會（僧侶議會）と參議會（門徒議會）の二院制からなる「宗会」が、宗門内の最高議決機関として新設されたことなどであります。

それから、宗派規則の変更とともに、この宗憲改正にともない、京都府に宗教法人「本願寺」規則の一部変更認証申請をしていましたが、府知事は昭和五十七年三月十六日付で、申請どおり認証しました。申請書の骨子は、「本願

寺」任職制の廃止、それに従い加談会（本願寺任職の諮問機関）及び本願寺総代の機関の廃止が中心であります。しかしこの規則変更は、一部の批判の中で論議されているような、本願寺を解体することを意図したものではありません。「宗本一体」の原則により、むしろ本願寺が単なる私的寺院ではなくて、宗派の本山たる意義と、真宗本廟としての機能を果しうるような、すぐれて聖なる機能の回復をはかろうとするものであります。

以上によりまして、この宗憲並びに関連諸規則の法的整備は、一応完結することができました。今後は、こうした改正の趣旨とこの宗憲の精神が、現実の宗門運営の面にかされていくように努力をいたさねばならないと思います。

## 二 宗憲改正の歩み

### 1. 宗憲改正の胎動

旧宗憲（昭和二十一年九月二十四日（公布））に対する一部改正を含めての検討、調査作業は、早くも昭和二十四年着手されております。この時期の見解を代表する宗憲改正草案（昭和二十五年）には、本山本願寺については、「真宗教団の本廟であり、正法開頭の道場であることを前文に明記し、位置づける」ことを提言しています。また、旧宗憲の「法統」の語をさけて、「真宗大谷派の法灯を伝承する者を師主とする。」と改めるべきでないか、とも進言しております。それと併せて、宗義の正否を判定するに際しては、「法主は必ず侍董寮に諮問しなければならない。」と言っております。さらに門評の規定が、旧宗憲第十二章財務の条項の中で位置づけられていることは不都合であり、第八章宗議会の条項と並べて門評を対比させ、財務諮問機関から宗務全般の議決機関として昇格すべきことを、強調しております。これら草案の趣旨には、今日に通じるものがありますが、一部は採用されたものの、殆んどは日の目を見ずにおわっております。

つぎに、昭和三十六年、宗祖聖人七百回御遠忌を厳修した後、宮谷内局から替って訓覇内局が誕生（昭36・6・26）いたしました。訓覇総長は就任すると直ちに、同朋教団運動展開の構想を打ち出しました。翌年二月の宗議会の総選挙を経て、五十八名の議員の支持をとりつけ、絶対多数の与党を基盤にして成立した第二次訓覇内局は、その年六月の定期宗議会において、「同朋会運動」を提起しました。この運動は、「宗門の近代への脱皮を果すこと」によって、時代社会に原理と方向を与え得る教団を形成しようとしたもので、宗門の全組織をあげてこれに取り組む方策をつぎつぎと打ち出していきました。「教団の近代への脱皮というのは、宗門が時代社会に対応しつつ、宗祖聖人の信心へと自覚的に回帰することであり、具体的には家の宗教から個の自覚の宗教へ」ということでありました。

同朋会運動がこのように「家」という言葉で象徴される「因習」の中に真宗が埋没している事態への反省と、その反省に立って、一人ひとりが宗祖聖人の信心に自覚的に生きようとする、信仰復興を原理とするものであります。しかしこれが、純然たる在野の運動でなく、宗政や宗務機構を媒介にして展開し、その展開が宗門体質への自己批判の形をとるものでありますから、この運動が滲透すればする程、その反動もまた強くおきてきました。保守対改革、新対旧の勢力、賛否の声の中で大きな振幅をえがきながら、運動が推進されていきました。この運動の中で、示す教団紛争の姿は、世間一般の評価のように、正に教団の末期症状を露呈しているものであるかもしれません。われわれは、むしろ同朋会運動を提起した初期の理念が、本格的に問われ、同時にその運動の積極的意義を証する一歩を、踏み出すしと受け止めています。

このように同朋会運動が推進されていきますと、従前のような教学の施設や教化の体制が見直されてきましたし、中央及び地方の宗務機構や諸制度の弊が改められて、運動に即した形態の整備が進められていきました。また財務の面についても、種々に検討されまして、信仰運動を支える募財のあり方について、かなりの論議をよびました。

こうした状況の中で、論述は前後しますが、昭和三十八年八月、「宗憲調査会」が発足しました。この調査会は、第一部(前文・総則・教義・儀式の事項)、第二部(法主・内局・議決機関の事項)そして第三部(本山・別院・寺族・門徒の事項)にそれぞれ審議事項を分担し、相当に突っ込んだ検討が行なわれました。そして第三次訓覇内局の昭和四十一年九月に答申をまとめて提出していますが、当時としては画期的な内容をもった答申でしたが、時機適せず、その殆んどは具現するには至らなかつたのであります。

## 2. 管長の宗務と内局の宗務行政

昭和四十四年四月二十四日、大谷派の法主(絶対能化者)、管長(宗門統治権)、本山住職(宗祖の血統)の三職を兼務する大谷光暢氏は、突然「管長職だけを新門(長男光紹氏)にゆずるから、直ちに就任の手続をとるよう示達する。」とした「開申」(文書)を時の訓覇内局に指示しました。

この「開申」は、当時の宗憲及び管長推戴条例の定めが無いことであり、また内事には当事、派外の第三者が介在する形をとっていたので、法主によるこの一方的「強権発動」は、本当に法主の真意によるものか否かで紛糾し、この開申問題がその後、宗門に大混乱を招来する端緒となりました。旧宗憲の発布から開申問題までの間、内事と内局の間に、宗憲上のトラブルが起きたことは、かつてありませんでした。そればかりか、宗憲の示す宗政のあり方については、むしろ当時の内局や議会の側に在る者以上に、賢明な諒解をもっておられたのが大谷管長でありましたから、突然の開申は内局にとって大いなる衝撃でありました。

今に思うに、大谷家と内局がぎくしゃくした関係になってきたのは、昭和三十九年、いわゆる「本山寺法」(条例)問題からであります。内局が、元新門大谷光紹氏の東本願寺住職就任について、法的手続をふむため本山寺法の一部

改正を宗議会に提案しようとしたのに対し、大谷家側の見解は、法主・管長の地位は宗門法規を超越した存在であるから、内局や議会が計る法の手続は俟つ必要がない。「就任には法主の意志一つで事は足る」という考え方が大谷家の解釈でした。この本山寺法問題は、結局、内局が総辞職してその責を被りましたが、このことがあってから、大谷家の位置は超宗憲的存在であり、宗門法に縛られないのだという解釈が出てきて、後の宗門問題を誘引する根になっていきます。とくに開申以後、大谷家がストリートに宗政の表面に出てきて、いわゆる「内事派」による側近政治がはじまりますと、提訴事件、六条山問題、本願寺規則変更問題、「大谷の里」に関連する手形事件、枳殻邸をはじめとする不動産処分等、「法主の親政」の名のもとに宗憲無視の不法行為が統発してきました。

昭和四十九年に入って、宗政の実権が「内事派」内局から、変って嶺藤内局に移りますと、大谷管長は今度は宗務総長任命拒否、内局解任、議会招集拒否等でもって切り返すという状態で、嶺藤総長在任の六年間は全く混沌と苦闘の歴史でありました。然し、頻発する事件を通して問題の根源が次第に浮き彫りになると、宗門世論はやがて転換し、絶対的に嶺藤内局支持の方に傾いてきました。こうした宗門世論にこたえて、内局が取り組まねばならぬ課題は、まず宗憲を基盤とする、宗政の正常化をはかるということでありました。

昭和五十年十二月十一日、嶺藤総長は「宗憲改正に関する委員会」（水谷慧定委員長外委員31人）を発足せしめ、この委員会に対し、「管長の行なう宗務（旧宗憲第19条）と、内局の行なう宗務行政（同第42条）の關係について、宗憲の条文解釈に異論があるため宗務に混乱をきたしているのです、この限界について、立憲の精神に基づく正当なる解釈がされるよう改正する必要がある。」との諮問を出しております。

これを受けて同委員会は、慎重に審議をかさね、翌年二月十八日答申をまとめました。その答申は、まず冠頭において宗門現況の現実認識に立ち、宗憲の一部改正が緊急を要することの趣旨を表明しています。宗門現況の「かかる

憂慮すべき事態の根は、宗門の現実が眞の信仰共同体であることの本来性から久しく離反していることによるものであるが、同時に、宗門運営の根本法である宗憲を最高規範として遵守する責務の欠落と、宗憲について勝手な解釈が横行していることに起因する。」と述べ、「まず宗憲解釈上疑義が生じないよう、基本的な問題を明確にし、正常な宗務の運営が保証」されることを目指して、答申中に改正条項の文案まで明記しております。

同委員会がまとめた答申の基本的立場をいえば、宗憲の一部改正を目的とするものであって全部改正ではないこと、法主制の堅持とともに管長制も存続せしめること、そして宗憲の立憲精神に立脚して、宗憲解釈上の疑義が生じないようにすること、こうした基本的立場の確認の下に、管長の職務と内局の職務との区分を法制上明確化することでありました。

したがって、改正条項の文案に先立って、同委員会は審議の基本的立場を明らかにしております。少し長文ですが、ここに引用いたします。まず

第一点は「法主と管長の性格の相違」と題して見解を述べています。

「宗祖の血統をひく嫡出の長男子が、世襲により本山本願寺の任職を継承し、この任職を本派の法統伝承者と仰いで法主と称し、宗意安心の判定等、信仰の面における権威を法主に属せしめている。

これに対し管長は、同朋の公議に基づき、宗議会及び門徒評議員会の推戴によるものと定め、誰を推戴するかについては限定していない。しかし、現在は、法主である方を管長に推戴しているが、宗憲では、あくまでも、法主と管長は性格を異にするものであることをたてまえとしている。

それは、法統の権威が宗務にまで及ぶことは、法主の尊厳性を損い、且つ世俗の権力を神聖化する危険性を孕むからである。よって、宗務行政権の一切は、同朋の公議公論によって行なうというのが、この宗憲制定の根

本精神であることを確認した。」

第二点は、当時の宗門世論の中で、管長制に対する存廃両論が論戦を交えていた状況でしたが、答申は「管長制の存続」を提言しております。

「法主制の堅持とともに、管長制も存続せしめる。

現在は、法主と管長とが同一人であられるので、法主に属する法統面の権威を通して管長をみるため、管長に属する権威と法主に属する権威とが混同されがちである。従ってこの際、管長の性格を明確にする必要がある。

現行宗憲においては、立法、行政、司法の三権が、それぞれ独立の権能を発揮しつつ、宗門の機関として統合的に運用される必要があるので、これらを統合し権威づけるために管長を置くのである。

従って、管長は常にこの三権を、いかなる意味においても直接行使するものであってはならないのである。以上の理由を明確にし管長制を存続せしめる。」

としております。

第三点は、宗門の最高規範としての「宗憲の尊厳性」を強調しております。

「宗門最高法規たる宗憲遵守の義務は、本派の構成員たる者は何人といえども、これを負うことは当然であるが、宗憲の最高法規性を強調するため、新たに一条をおこして遵守の義務を明示する。」

以上の基本的立場を踏まえまして、同委員会は当面改正すべき条項の指摘とその案文を答申しました。これをうけて、

昭和五十二年五月二十七日宗達第3号をもって宗憲の一部改正をいたしました。改正点の主たるものは次のとおりであります。

(f) 宗憲第二条の次に、新たに一条をおこし「第二条の二」として、そこに「この宗憲は、本派の最高規則」であって、大谷法主をはじめ「本派に属する個人、団体及び機関はすべて、この宗憲を遵守する義務を負ふ。」と明記しました。

この宗憲が、宗門至要の典章であることは、昭和二十一年十月一日宗憲発布式のとぎの「教示」の中にすでに示されていることであって、いまさらにそのことを明記する要はありませんが、改めてこゝに最高法規性を確認し、条文の上にひきとってそのことを明記せざるをえなかつた、宗門状況の現実があつたのであります。

(g) 旧第十五条は「本派に管長一人置く。管長は、本派を主管し、代表する。」との規定でしたが、これを改め、第十五条は「本派に管長一人置く。」とし、「主管し、代表する。」の文言を削除しました。そして第四十三条の二(新設)には「宗務総長は、本派の代表役員となる。」と定めました。

旧法中の「管長は、本派を主管し、代表する。」という文言は、いわゆるボツダム勅令の宗教法人令(昭20・12・28)第八条の規定を準則として定めてきたものです。が、宗門の混乱期にいたると、この「主管し、代表する」との文言を根拠にして、内局、宗議会等の宗門諸機関と無関係に、管長は宗門の内外に対し独立した支配権、絶対権があると解する者が出てきて、一層混乱しました。そしてそういう解釈をする者が管長の側近にいたるために、管長の専横専断目に余るものがあり、宗門の法秩序は混乱の極にあつたといつて過言ではありません。

従つて改正の第十五条は、前記のように「本派に管長一人置く。」規定にとどめ、それは管長の職務権限若しくは管長の性格を定める条文ではなく、管長制を存続するいわゆる設置の条文いたしました。そしてその管長の職務に

関する事項は、第十八条（宗務総長の任命）、第十九条（管長の行なう執務事項）に定められました。

答申にもとずき、管長はこの宗憲により、本派を統合する機関として位置づけすることに改正の要旨があったのであります。管長の地位は、世襲の本願寺住職とも異なり、また法統伝承者としての法主ともその性格を異にしておるのであります。管長は宗政上の機関であります。宗門内の立法的、司法的、行政的各機関に超越して、これを統合する機関であると位置づけしたのであります。ですから、管長が自ら独立して宗政上の権限を行使する権能をもたしておりません。したがって宗政における責任を問責されるのは内局、若しくは担当機関であつて、管長自体が問責される位置にはないのであります。

しかし現実には、管長の職にある者が同時に法主、本願寺住職の地位に当てられていますので、権威と伝統と組織の間に矛盾撞着があるわけで、「無答責」という理論とともに、従前からも法体系の整備が論議されておりました。

(イ) 第十七条の三「管長の宗務に関する行為は、すべて内局の助言と承認を必要とし、内局がその責任を負ふ。」（新設）

前述のとおり、管長が職務上行なうすべての行為は、各機関の決定に基づいてなされるのでありますから、「内局の助言と承認」によって行なわれるものといえました。だから仮りに、この「助言と承認」を経ない行為があつたとしても、原理的にはこれは、いわゆる「管長の行為」とはみなさいことは当然であります。

旧法での「内局の補佐と同意」を改めて、国家の憲法にならい「助言と承認」という文言を依用いたしました。改正の根拠には「補佐と同意」についての勝手な解釈が横行して、立憲精神に立脚した内局の補佐責任が全うされなくなつたからであります。宗憲上、管長として当然行為なされるべき事項がなされず、逆に、なされるべきでないことが管長の名において行為される、という異常事態がくりかえされる有り様で、こうした局面打解を法的にも処置するた

めに、この条文が新設されたのであります。

(四) 旧第三十二条第四項及び第五項(管長の再議)を削除。

旧法下においては、管長は宗議會で可決した条例について「再議」を求めることができ、その再議の結果「宗議會議員三分の二以上が出席した宗議會において、三分の二以上の多数で再び可決したときは、管長は、その条例を直ちに公布しなければならない。」(同条第五項)とありました。この条項を削除せざるをえない理由は、内局が宗務行政を行なう上で、法主・管長による允裁拒否、人事介入等が不法に且つ継続的に行なわれることからくる混乱がいつじるしいため、内局がこれに対抗するために「宗務職制」(条例)の一部改正を提案して、宗務行政の前進を決議しました。これをうけて、宗議會は昭和五十年六月六日、これを可決しました。しかし管長はこれを不服とし、同年七月十二日、拒否権を行使して再議を發動しました。

そのため宗憲の定めによって、宗議會(昭50・11・13)は再議し、三分の二出席、三分の二以上の多数で再度、内局提案どおりこれを可決しましたが、管長は「直ちに公布しなければならない。」という宗憲の定めがあるにもかかわらず、これが無視されました。そのため、内局・議會はその後、管長への上申書その他の手続や折衝を図ったが、頑としてその方途が開かれず、止むなく管長代務者を立て、この条例を公布したのであります。

こうした事例のごとく、管長が内局の意思に反して再議を求めたような場合、管長が宗門の行政作用の領域にまで不当に介入したことになり、宗憲が予想する事態との乖離を生じました。再議は本来、管長・内局対議會の關係においてある制度であるにかゝわらず、それに反して、管長対内局・議會の対立關係で適用されるということであつてみれば、再議自体のあり方が、宗門運営上明確な、また積極的理由が見出されないし、そればかりか、宗務の停滞と混乱をすら招来することとなつたので、この条項を削除する方向で改正されました。

## 3. 宗憲改正委員会答申

第103回宗議会は、前記のとおり、「宗憲改正に関する委員会」が宗政の正常化を図る方途についてまとめた答申をうけて、宗憲一部改正の議決をいたしました。しかし当該宗議会の招集者であった嶺藤管長代務者について、京都地裁がその職務執行停止の仮処分を決定（昭51・5・25）したことから、第103回宗議会の招集自体の成否について、議会は紛糾しました。そういう宗門内状況でしたから、議決はしても容易に公布の手續がとれず、それからほぼ一年を経た昭和五十二年五月二十七日、嶺藤管長代務者は宗憲一部改正の公布を行ないました。

宗門の混迷を打解し、宗政の正常化を図る努力は、中央の宗務機関だけでなく、教区、組をはじめ地方にある諸機関もまたこれに取り組み、事件収拾のたてが講ぜられておりました。しかし現実の様相は逆で、全く泥沼の状態が続いていくのであります。たとえば、管長による嶺藤内局全員の「解任」通告（昭51・2・5）、「大谷の里」に関する手形乱発事件の発覚（昭51・2・25）、管長による嶺藤内局全員の「解任」通告（昭51・4・1）、管長の「私設内局」曾我敏氏らの宗務所不法占拠事件（昭51・5・15）、法主名の近代教学批判の「親書」が全門末に発信（昭51・8・7）法宝物「御伝鈔」差押（昭52・1・13）、本山本願寺の宗派からの離脱公告（昭53・11・6）等であります。

こうした事態の展開は、宗門問題もそれ以前の状態と異なり、新しい局面を迎えることになりました。初期の宗門問題の中心が、宗憲の抵触、条文の解釈上の問題そして管長補佐の責任でありましたが、そういう段階からやがて事件の質がかわって、ことは真宗の教義・安心にかかわる問題や、宗門組織の根幹をゆるがす問題へと推移してきました。

このころ、宗門全体に「非常事態宣言」（昭51・5・20）が告示され、全国門末による宗門崩壊阻止の結集や建白が

日を追って高揚してきました。そうした動向の中で次第に顕著になってきた宗門世論の大勢は、宗門正常化への課題から「宗門存立の本義」とは何かという、宗門の本来あるべき課題への取組みに転回してきたことです。

嶺藤管長代務者によって招集された門徒評議員会は、大谷管長推戴の取消し並びに門徒の宗政参加など八項目の厳しい決議文(昭52・6・4)を採決しました。続いて開会された第104回宗議会は、「宗憲改正委員会条例」を成立せしめて、宗門の本来性回復を願いとす宗憲の抜本改正の作業に着手する道を開きました。従前の委員会は、たとえば「宗憲調査会」にしても、又「宗憲改正に関する委員会」にしる、いずれも宗務総長の諮問機関として設けられたものでしたが、議会の議決に基づく条例の委員会の設置はこれがはじめてであります。

宗務行政の立場から、宗憲改正をアプローチするのではなく、宗門世論を背景に、全宗門的観点から宗憲の全部改正をいたし、宗門存立の根本義と将来への展望にたつて基本的指針を設計する作業に取り組むことになりました。

宗憲改正委員会は、宗門各機関の代表四十五名で組織し、昭和五十二年九月十四日、初回の会合をもち、本委員会の目的である「宗憲、宗教法人「真宗大谷派」規則、本山寺法、及び宗教法人「本願寺」規則の改正案を作成し報告する」所掌事項を確認しました。総会における全体討議のあと、審議は三つの専門部会にわかれて進められることになりましたが、第一部会は、宗憲改正の基本的立場を明示する「前文」の成案と、「法主・管長・本山任職の三職のあり方について」を主として議題とする。第二部会は、現代社会に開かれた同朋教団として、同朋公議をもって宗門運営の根幹とする立場から「門徒の宗政参加について」を議題とする。第三部会は、宗門法と国家法との関係、本山の宗派離脱に関する法的問題及び二法人の代表役員等の現実問題に対処するため、「宗憲・本山寺法と二法人規則との関係について」を議題とすることになりました。

昭和五十三年六月三日、本委員会は中間答申をまとめましたが、この中間答申書の公表により、広範な宗門の各レ

ベルからの意見、要望、批判が出され、これらを聴取し、しかも流動的な現実の宗門状況をにらみながら、さらに審議が続行されました。本山本願寺が宗派から「独立」する、いわゆる離脱申請（昭54・2・21）を京都府知事に提出して以降は、宗憲改正が宗門問題の焦点にしばられ、本委員会の作業が進行していくにつれて、別院並びに「末寺」の離脱申請が各地にひろがっていきました。その時点において、宗門の混迷はその極みに達した感があり、本山での宗祖の御正忌法要すら正常に勤修できない事態も生じしてきました。そうした泥沼の状態の中で、宗憲改正委員会は足かけ三年ごしの審議を終結し、批判勢力からの抵抗と妨害にもかかわらず、宗憲改正の成案をみたので、この成案をもって、昭和五十四年四月十一日、「宗憲改正の経緯説明会」を開催し、全国三十教区の正副教区会議長、門徒代表等百二十名がこれに出席して討議をいたしました。

- 宗務当局からまず、宗憲改正の要綱と改正作業の経過報告が行なわれ、それに対する質疑応答の主な事項は、
- (a) 門主の性格・職務について
  - (b) 宗憲と宗教法人「規則」の関係について
  - (c) 参議會（門徒議會）の性格・議決権限と定数について
  - (d) 新設の参議會と廃止になる門徒評議員会の関連性
  - (e) 宗派と本願寺の合併吸収について
- 等でありました。

この中央での「説明会」において出された意見・要望を、同年四月十九日開催の宗憲改正委員会総会は検討審議し、さきの成案を修正して「宗憲改正委員会報告書」とし、最終成案といたしました。この「報告書」は、その後、全国三十教区において、あるいは「組」その他各別の会合の場において公開されていきました。それに対する意見、要望、

質問等がさまざまな形で寄せられ、賛否の論議が全宗門的に展開されていきましたが、宗門世論の大勢は、この「報告書」の内容の如く宗憲改正を早急にいたすべきだという、方向であったかと思われました。

しかし、この宗憲改正案が上程されると予想された第109回宗議会(昭54・6・6開会)は、竹内管長(昭53・3・26管長推戴会議において竹内良恵師が管長に推戴される)によって招集された議会でもありましたから、宗憲改正を阻止しようとする一部勢力から、京都地裁に「宗議会開催停止の仮処分」が申請され、昭和五十四年六月四日、京都地裁はこの申請を認める決定をしました。そのため宗議会は再々に紛糾し、宗憲改正を願う宗門の前途は容易ならざる感がありました。嶺藤内局は、こうした宗政の現況にかんがみ、宗憲改正草案の取扱いに慎重を期し、議会上程を見送って、あらためて宗務総長の諮問機関としての「宗制審議会」を設置(昭54・10・5)して、さきの「報告書」と全宗門に公開された結果寄せられた宗門人の声をこゝに諮問しました。そして翌年五月十五日、「答申書」がまとめられるまで、審議がかさねられ、宗門の現況と宗門世論をふまえ、宗憲改正へ向けての具体的草案(内局提出の宗憲改正案)づくりの作業が進められたのであります。

### 三 「新」宗憲の基本原理解

昭和五十六年六月十一日公布施行の真宗大谷派宗憲は、前文と本則(十三章百一条)と附則の三つから成っています。

とくに日本国憲法に倣い「前文」を設定した理由は、この宗憲の制定が、旧宗憲の原理の根本改革を目指していること、そしてまた、わが宗門が今次の異常事態を逆縁として、この世に存在する所以のもの、すなわち宗門存立の根本義を明確にし、その理念実現のための基本的指針を明示する必要に迫られたからであります。

もとより、この宗憲には、宗教団体としての目的・教義・儀式を中心とする「教学の問題」、「本尊の問題」、「正依の聖典」、「教化の問題」、そういう教団の生命ともいふべき、すぐれて聖なる面が明記されています。それと同時に、宗門をいかに統治運営していくか、つまり「組織の問題」、「財務の問題」等そうした世俗的な面に関する規制もそこに含めて定められてあるわけです。

このように聖なる面と俗なる面を併有しているのが、この宗憲の現実であります。聖と俗、有限と無限、相反するものを併せ持つ法規でありますから、法制の上に限界があり、条項をつきつめると正・反矛盾したものを併有する宿命をもっています。法制の限界としてもっているこの宗憲の矛盾点を、いかに超克していくかありますが、この課題に応える原理こそ「宗門存立の本義の闡明」にはかからないのです。

つぎに、前文の内容に関する特徴としては、第一は、宗祖親鸞聖人が開顯された本願念仏の教法を根本として形成される同朋社会の実現をもって、この宗門の使命としたこと。第二は、真宗の教法の象徴である宗祖の「真影」を安置する真宗本廟を帰依の中心として、宗門は組織されること。第三は、宗門の運営は、構成員の公議公論に基いてなされることを確定したのであります。前文に規定されたこれらの特徴が、この宗憲の基本原理であります。

### 1. 同朋社会の実現

宗門はその「長い歴史を通して幾多の変遷を重ねるうちに」自己保身を目的とする閉鎖的教団に顛落する危険を内に孕んでいます。しかし、このように宗門自らの体質を厳しく問い、そこから転じて、宗門本来の姿である教法の聞信を生活の上に具現し、念仏の僧伽を形成することの使命と決意を宣言いたしました。

すなわち、宗門存立の社会的自覚にたち、再びこのような混乱を生ぜしめることのない誓いを約するとともに、教

団の護持的在り方、民族宗教的な在り方から、宗祖の願いに立つ使命觀の確立がちかわれております。

## 2. 真宗本廟を宗門帰依の中心とする

旧宗憲第一条は、「本派は本山本願寺を中心として」と示して、その本山本願寺は「崇敬の中心・弘教の本刹」(第六十九条)と位置づけはしていましたが、本願寺とは何か、本願寺が宗門(大谷派)の本山である理由は何か、その理由は必しも鮮明ではありませんでした。

それに対し、この宗憲前文の第二段で、本願寺は覚如上人の時以来、寺号こそ公称してきましたが、余他の寺院とことなり元来は祖廟中心の聞法の道場として歴史をかさねてきたことが記されています。そしてまた、宗祖の血筋をひく本願寺歴代の本務と位置づけについては、第三段で「この宗門は、本願寺を真宗本廟と敬仰する聞法者の歡喜と謝念とによって伝承護持されてきたのであり、宗祖聖人の血統を継ぐ本願寺歴代は、聖人の門弟の負託に依えて本廟留守の重任に当られた。中興蓮如上人もまた、自ら大谷本願寺御影堂留守職として、専ら御同朋御同行の交わりの中において立教開宗の本義を闡明して、真宗再興を成し遂げられたのである。」と書いておられます。

このように前文において、本願寺の濫觴と宗門の基いがたずねられ、そして本願寺歴代のはたしてこられた本務と事績について記述されていることは、宗門の本山たる本願寺の由来を鮮明にするとともに、その宗門の歴史と至純なる伝統に立ち返ることを願うからであります。そこには、眼前の事象にのみ振りまわされて混迷している宗門の現実の姿があるからです。

本山本願寺が崇敬・弘教の中心道場であるのは、本願寺住職が宗祖の血統とともに、法統を一身専属に伝承して師主・法主として君臨されるからではないのです。浄土真宗の教法を象徴される宗祖の「真影」が、今現在説法しまし

す如く、そこに対面する念仏の同行に対し、聖人自から「御同朋よ」と呼びかけておられるからであります。真影を中心に、宗祖の教法を縁と結ばれて、今日の共同体を形成してきたのが、われわれの宗門であります。

旧宗憲第十一条に「本派においては、浄土真宗の法統を伝承するものを師主とする。本派の師主は法主と称し、本山本願寺の住職がこれに当る。」と規定しています。これと関連する旧宗憲第四条、第七条及び第十三条を通して定められていることは、端的にいえば「教法が特定の血筋によってのみ相承される」という意味であります。一体、教法と血統との間には、必然性を認めるべきではなく、教法の伝承を唯一特定の血統者に結合せしめるという法制自体、宗祖の教義に悖ることであり、しかもこの法統伝承者が同時に、世俗面を統理する管長であり、法人の代表役員をも兼任することは、幾多の矛盾を孕んできました。

この宗憲は、法主・管長の職制を廃止して、「門首」制をとりました。法制の上で法主・師主の文言を廃したことから、宗門に「能化」が無くなったという批判が出ました。このことは、特定の血筋による唯一の人を能化と定めていたという過ちが無くなったのであって、教団である限り能化・所化の働きがなかったならば、そもそも宗教教団自体が成立いたしません。法制で定めるから能化が存在し、定めないから「能・所」の機能がなくなるということではありません。ですから、宗憲は教団成立の必須要件である「能・所」を無視しておるものではないし、それを否定できるものでもありません。

真宗門徒は、法義相統・本願護持の懇念を運んできましたが、その最も具体的な姿はといえば、御影前に坐して、宗祖の選述である正信念仏偈・和讃をおつとめすることであり、そのおつとめは、自らの勤行ではあります、それはそのまま、聖人の直説としてわれわれの心底に響きわたるのであります。真宗本願が根本道場であり、宗門人の帰依処であるという意味は、そこに存するのであります。

この宗憲が、旧宗憲時代の法主中心の体制から、教法に生きる同朋教団の体制に質的転換をはかることを目指していますが、しかし宗祖の真影に側近されて、お給仕と崇敬に専任される「門首」は、法の絶対者、権力の絶対者として君臨される地位ではなく、同朋・同行の之首であります。本願寺歴代とりわけ蓮如上人が自ら「大谷本願寺御影堂留守職」と称された「座」であります。絶対能化の座でなく、同朋・同行の首座として教法を聞信してくださる座であります。教法聞信の座こそ、世俗の何ものにも勝る絶対的權威の座であつて、真宗再興・宗門改革の偉業を成し遂げられた蓮如上人の精神に、相応することではなからうかと思ひます。

### 3. 同朋公議による宗門運営

旧宗憲下の門徒評議員会は、財務・門徒に関する事項のみの議決権、すなわち限定された議決権しか付与されていませんでしたが、その限定された議決権を拡充強化して、対する宗議會と同等の議決権を有する「参議會」を成立いたしました。この両議會を併せて「宗会」(二院制)を構成し、これをもって宗門最高の議決機関(意志決定)としました。

したがって、参議會は、宗議會と同様、宗門の予決算をはじめ、条例の議決・発議、宗憲改正、そして宗務総長の指名についても、その権能をもつこととなりました。

同朋公議とは、単なるスローガンや建前論ではなくて、宗門を真に宗門たらしめるような現実意欲であり、仏法の歴史を推進する行動力の結集であります。ですから、同朋・同行は単に宗門構成の要素や成員の意味ではないと思います。正しく宗門の基本形態を決定しうる「主体」であり、その「主体」の意志こそが、宗憲の淵源であるうと考えます。

参議會議員の選出母体となる組・教区の門徒会組織の構成・充実をいかに整備し、主体的かかわりを持たせていくかが、今後の課題であります。その課題にいかに取り組み、宗門組織の単位となっている寺院の現実形態をどのように克服して、文字通り同朋教団の公議公論の手續を成就するか、つまり同朋公議の実質的保障と、その客観的現実形態を定立していくことが、当面の宗政の目標であります。